

「きらめく！アート展2026」企画運営・設営等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

県内の障害のある人の美術作品を募集し、一堂に展示する「きらめく！アート展2026」開催のため、企画運営、設営に係る委託契約を締結する。障害の有無に関わらず多くの人に参加する、魅力的な展覧会とするため、提案者の実施能力や提案内容を総合的に判断し委託事業者を選定する公募型プロポーザルを実施する。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名称
「きらめく！アート展2026」企画運営・設営等業務
- (2) 業務内容
別添「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和8年12月28日（月）まで
- (4) 予算上限額
4,700千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 募集開始 | 令和8年6月26日（金） |
| (2) 質問票提出・参加申込期限 | 令和8年7月3日（金） |
| (3) 企画提案書等提出期限 | 令和8年7月17日（金） |
| (4) 選定結果通知・公表 | 令和8年7月下旬 |

4 参加資格

本公募型プロポーザル（以下「本プロポ」という。）に参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当する者であること。

(1) 単独企業による参加

参加者は、以下の条件をすべて満たしていること。

- ①石川県内に本社、支社または営業所を有する法人であること。
- ②平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和8年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④石川県から競争入札の指名停止または見積合わせへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者でないこと。
- ⑤参加申込書及び企画提案書受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生

法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。

⑥次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下、同じ。）が 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 23 法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦石川県の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、未納がない者であること。

(2) 共同企業体による参加

参加者は、以下の条件をすべて満たしていること。

- ① 構成員のいずれかが上記 (1) の①から②の条件を満たすこと。
- ② すべての構成員が上記 (1) の③から⑦の全ての条件を満たすこと。
- ③ 各構成員が本プロポーザルに関して他の共同企業体の構成員となっていないこと。

5 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次により提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 7 月 3 日（金）午後 5 時必着

(2) 提出方法

質問票【様式 1】を電子メールにより提出し、送付後必ず電話で着信確認を行うこと。件名は「【企業名】「きらめく！アート展 2026」企画運営・設営等業務委託募集への質問」とすること。

(3) 提出先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 石川県行政庁舎 10 階
きらめく！アート展事務局（石川県文化観光スポーツ部文化振興課内）

電話：076-225-1371

メールアドレス：shogai-art@pref.ishikawa.lg.jp

(4) 質問の回答

電子メール

なお、実施要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、参加申込書提出者全員に周知する。

(5) 留意事項

企画提案書の審査に係る質問は受け付けない。

6 参加申込書等の提出

本プロポへの参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年7月3日（金）午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

① 参加申込書【様式2】〈1部〉

② 誓約書【様式3】〈1部〉

③ 事業者概要【様式4】〈1部〉

※定款、役員名簿、パンフレット等を添付すること

④ 業務実績【様式任意】〈1部〉

※成果物がある者は添付すること。

⑤ 石川県が発行する納税証明書〈1部〉

(3) 提出方法

持参又は郵送

※提出書類を郵送する場合、担当者に事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。

(4) 提出先

上記5(3)に同じ。

※持参の場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時迄とする。

(5) 参加の辞退

参加申込書【様式2】の提出後、事情等により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届【様式5】を提出すること。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年7月17日（金）午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

① 企画提案書〈正本1部、副本4部〉

ア 企画提案書は、A4横、横書き、左綴じとし、表紙に

『「きらめく！アート展2026」企画運営・設営等業務委託提案書』と記載すること。正本は余白に会社名を表示し、副本には企画提案書内に会社名を表示しないこと。

イ 「(3) 企画提案の内容」及び別添『「きらめく！アート展2026」企画運営・設営等業務委託に係る仕様書』に基づき、作成すること。

② 見積書（様式任意）〈正本1部、副本4部〉

ア 宛先は「公益財団法人いしかわ県民文化振興基金 理事長 酒井 雅洋」

とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること（各項目の時間、単価が判断できる内容とする。）。

イ 正本は会社名を表示し、副本には会社名を表示しないこと。

ウ 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税、合計金額を明記すること。

エ 見積額が2(4)予算上限額を上回った場合は、審査の対象としない。

(3) 企画提案の内容

① 会場装飾や展示レイアウトの企画提案

② 業務実施スケジュール

③ 業務遂行体制

④ 類似業務の実績

※留意事項

- ・展示装飾やレイアウトのイメージ写真等を示すなど、企画内容を具体的に提案すること。
- ・自社（共同企業体）の強みを生かした企画の提案がある場合は積極的に記載すること。
- ・再委託先がある場合は、その業務内容及び再委託金額を明記すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送

※提出書類を郵送する場合、担当者に事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。

※封筒に『「きらめく！アート展2026」企画運営・設営等業務委託関係書類在中』と朱書きすること。

(5) 提出先

上記5(3)に同じ。

※持参の場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時迄とする。

(6) 留意事項

- ・提出できる企画提案書は1案とする。
- ・提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- ・一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- ・必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。
- ・企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ・提出された企画提案書は、審査に必要な範囲において複製する。
- ・企画提案書の作成にあたり、定められた予算及び期限の範囲内で、仕様書よりも優れた方法で提案できると判断した場合、仕様書の内容を一部変更して当該方法を提案できるものとする。

8 企画提案書の審査及び選定方法

- (1) 企画提案書の審査については、提出された企画提案書等に基づく書面審査により実施する。
- (2) 別添『「きらめく！アート展2026」企画運営・設営等業務委託 評価基準』に基づき、「きらめく！アート展2026」企画運営・設営等業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）において、審査を行うものとし、最も評価の高い提案者を契約の相手方として選定する。
- (3) 提案者が1者の場合、提案者の合計点が満点（100点×評価する審査委員数）の6割に達したときは、契約の相手方として選定する。
- (4) 審査委員会は必要に応じて、提案者から追加の書類提出や聞き取り等による内容確認を行うことができる。
- (5) 審査は非公開で行う。
- (6) 失格

次のいずれかに概要した場合は、失格となることがある。

- ・他の企画提案書提出者（以下「参加者」という。）と企画提案書の内容等について相談を行うこと。
- ・本実施要領に適合しない書類を作成すること。
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9 選定結果の通知・公表

選定結果は、参加者全員に対し文書により通知する。なお、審査内容や選定に係る質問や異議は一切認めない。

10 契約の締結

- (1) きらめく！アート展事務局（以下「事務局」という。）は、最も優れた提案を行った者と本件業務委託について、別途、改めて内容を協議した上で契約を締結する。ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。
- (2) 契約書の作成に必要な経費は、委託者と受託者双方の負担とする。

11 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げない。

- (1) 提出書類に虚偽の申請が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

12 著作権等

- (1) 採用された企画提案に係る著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利、商標・意匠の出願及び登録をする権利等）は、受託者または第三者がツール等として従前から著作権を有している場合を除き、委託者に帰属する。
- (2) 受託者は、委託者に著作権を譲渡し、または委託者に著作権法に基づく利用を許諾した成果品に関し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利については書面で許諾を取得するとともに、委託者に書面で報告すること。また当該費用も見積額及び契約額に含めること。
- (4) 企画提案について、第三者の著作権、商標権等に関する問題が生じた場合は、全て参加者の責任とする。
- (5) また、既存の著作物に関して、委託者が当該部品等を利用する場合、若しくは外部サーバにアップロードする場合は、受託者は当該著作物の権利者に対し、二次使用权等の承諾を得ること。

13 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、事前に事務局に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

14 その他

- (1) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため、協議の上、委託費の範囲内で変更する場合がある。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を事務局に無断で他に使用することはできない。
- (3) 提出書類は、参加者に無断で審査以外を目的に使用しないが、委託候補者選定作業のため、複製する場合がある。
- (4) 企画提案書等の作成及び提出等に要した経費は参加者の負担とする。
- (5) 本プロポへの参加により、事務局から得た情報を他者に漏らしてはならない。
- (6) 選定結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (7) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、事務局の指示に従うこと。
- (8) 委託期間中に、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (9) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。